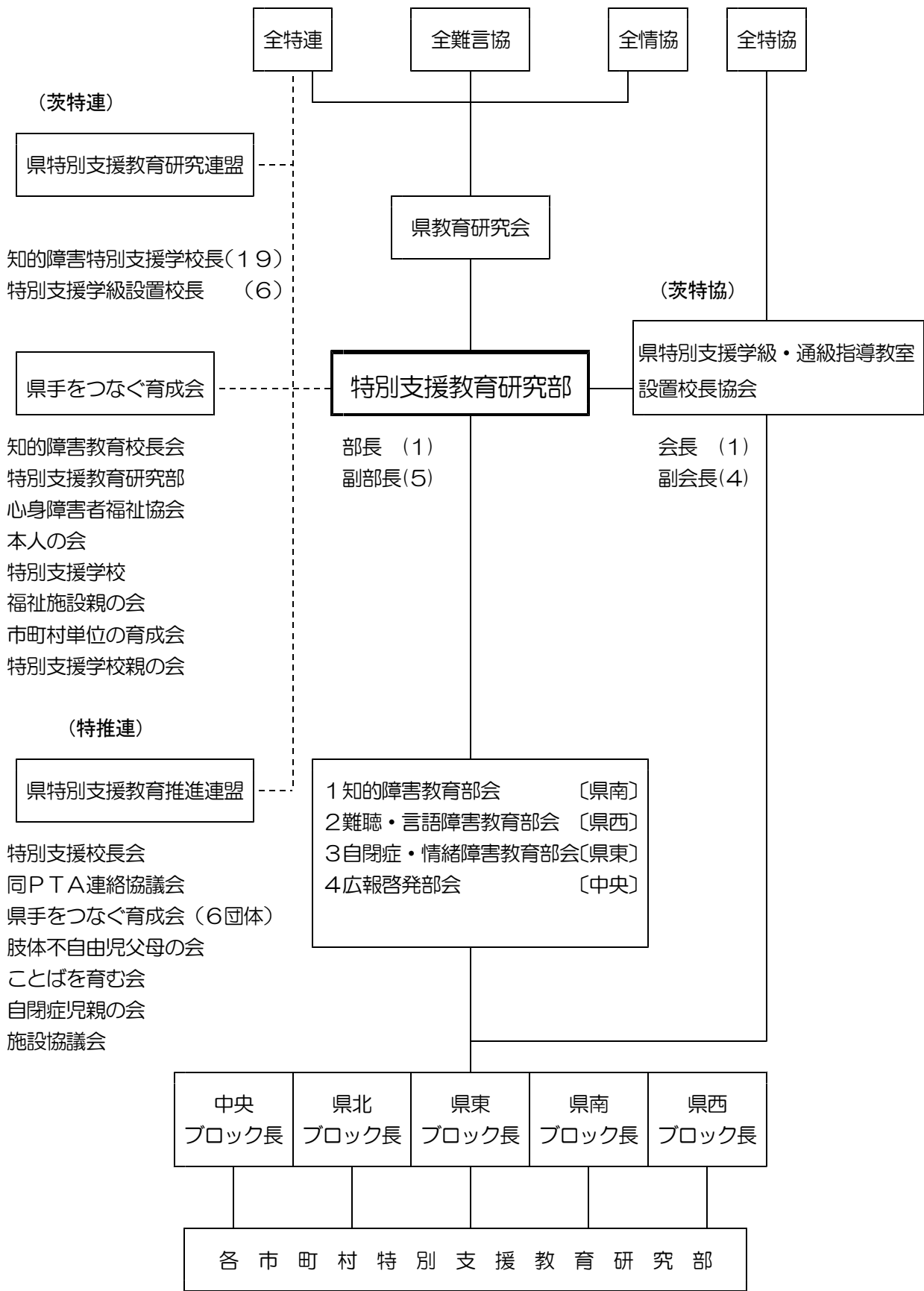


令和3年度 県特別支援教育研究部運営組織



県特別支援教育研究部申し合わせ事項

1 役員の数

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 5名

2 役員の選出並びに幹事の委嘱

新年度の役員（部長・副部長）は、旧年度の役員会で推薦し、新年度初めの郡市部長会議で承認するものとする。

なお、5名の副部長は5つの地区より1名ずつ推薦するものとする。

幹事（庶務）、幹事（会計）及び幹事（広報）は、部長が委嘱する。
事務局は、研究部長所属校に置く。

3 茨城県特別支援教育研究連盟（知的障害）の理事の選出

茨城県特別支援教育連盟の理事は、県特別支援教育研究連盟会長が委嘱する。

4 特別支援教育研究部の経費

茨城県教育研究会の予算（重点年度と重点外年度）による。

なお、茨城県手をつなぐ育成会から補助金を各事業等に配分する。また、手をつなぐ子らの作品展の経費は、茨城県手をつなぐ育成会からの補助金による。

5 研修の持ち方

知的障害教育部会の地区別の特別支援教育研修会は、茨城県特別支援教育研究連盟と共催して開催する。

難聴・言語障害教育部会の全県的な研修会は、年1回とする。必要に応じて地区ごと開催するものとする。

県内における研修会は、日帰りとする。

6 全国大会への参加

(1) 全国特別支援教育研究連盟（知的障害）、関東甲信越地区特別支援教育研究連盟の主催する研究大会には、知的障害教育部会、茨城県特別支援教育研究連盟を通して参加する。

(2) 全国難聴・言語障害研究大会には、難聴・言語障害研究会を通じて参加する。

(3) 全国自閉症・情緒障害研究大会には、自閉症・情緒障害教育部会を通じて参加する。